

1 掲載刊行物欄に記載がある場合

- ・ 刊行物を基に設定した単価です。
- ・ 刊行物を基に設定した単価は、刊行物を刊行する各調査会が著作権を有するため、公表・閲覧版では黒塗りとしています。

- ・ 単価算出に用いている刊行物の種類

B： （一財）建設物価調査会が刊行する次の刊行物に掲載されている単価

Web 建設物価、土木コスト情報

K： （一財）経済調査会が刊行する次の刊行物に掲載されている単価

積算資料電子版、土木施工単価

※ 両方の記載がある場合は、平均し、有効4桁止め（5桁目切り捨て）

- ・ 刊行物の刊行月（単価調査時点で最新のものを採用しています）

例① 4 / 1 以降適用単価__月刊：令和7年 3月号、季刊：令和7年冬号

例② 11 / 1 以降適用単価__月刊：令和7年10月号、季刊：令和7年秋号

2 記載がない場合

- ・ 秋田県が市況調査を行い設定した単価及び国で公表している単価です。

①

骨

材

類

適用について

- 1, 実施単価表に掲載ある品目の最大基本取引数量は、次のとおりである。
 - 砂利、碎石【C】、砂（コンクリート用）、碎石用（コンクリート用） 3,000m³程度
 - 粒度調整碎石【M】、山砂、再生碎石【RC】 2,000m³程度
 - 割栗石、詰石、ダスト【F】、雑割石 1,000m³程度

なお、大規模工事などで大量に使用する骨材単価については、別途市場調査のうえ決定するものとする。
- 2, 再生碎石【RC】の使用に当たっては、プラント再生舗装技術指針（日本道路協会）および秋田県土木工事共通仕様書によるものとする。

JIS規格等の基準について

- 1, JIS A5001 ダスト、碎石、粒度調整碎石
- 2, JIS A5005 碎石（コンクリート用）
- 3, JIS A5308 砂利、砂（コンクリート用）

地区区分について…市町村名は、現市町村名としている。

- 1, 骨材類
 - 鹿角 鹿角市、小坂町
 - 北秋田A 大館市、北秋田市鷹巣
 - 北秋田B 北秋田市合川・阿仁・森吉、上小阿仁村
 - 山本 能代市、藤里町、八峰町、三種町
 - 秋田A 秋田市
 - 秋田B 男鹿市、潟上市、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村
 - 由利A 由利本荘市（同市矢島、鳥海除く）、にかほ市
 - 由利B 由利本荘市矢島町及び鳥海町
 - 仙北A 大仙市、仙北市（旧田沢湖町以外）、美郷町
 - 仙北B 仙北市（旧田沢湖町）
 - 平鹿 横手市
 - 雄勝 湯沢市、羽後町、東成瀬村
- 2, 骨材類の『山砂』のみ
 - 秋田A 秋田市
 - 秋田B 男鹿市、潟上市天王、大潟村
 - 秋田C 潟上市昭和、潟上市飯田川、八郎潟町、五城目町、井川町
- 3, 『捨て石（岸壁渡し＝積出港）』
 - 山本A 能代港
 - 山本B 岩館漁港、八森漁港
 - 秋田A 船川港、脇本漁港、北浦漁港、船越漁港、天王漁港、五里合漁港
 - 秋田B 秋田港
 - 秋田C 門前漁港、椿漁港、若美漁港
 - 秋田D 戸賀漁港、加茂漁港、湯之尻漁港、畠漁港
 - 由利A 本荘港
 - 由利B 金浦漁港

【 骨材の標準粒度 】

コンクリート細骨材の粒度の標準

ふるいの呼び寸法(mm)	10	5	2.5	1.5	0.6	0.3	0.15
ふるいを通るものの質量百分率(%)	100	90~100	80~100	50~90	25~65	10~35	2~10

コンクリート粗骨材の粒度の標準

ふるいの呼び寸法(mm)		ふるいを通るものの質量百分率(%)									
		50	40	30	25	20	15	13	10	5	2.5
粗骨材の最大寸法(mm)	40	100	95~100	—	—	35~70	—	—	10~30	0~5	—
	25	—	—	100	95~100	—	30~70	—	—	0~10	0~5
	20	—	—	—	100	95~100	—	—	20~55	0~10	0~5
	10	—	—	—	—	—	—	100	90~100	0~15	0~5

道路用砕石の粒度の標準

呼び名		粒度範囲(mm)	ふるいの呼び名(mm)											
			ふるいを通るものの質量百分率(%)											
			100	80	60	50	40	30	25	20	13	5	2.5	1.2
単粒度砕石	S-80(1号)	80~60	100	80~100	0~15	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	S-60(2号)	60~40	—	100	85~100	—	0~15	—	—	—	—	—	—	—
	S-40(3号)	40~30	—	—	—	100	85~100	0~15	—	—	—	—	—	—
	S-30(4号)	30~20	—	—	—	—	100	85~100	—	0~15	—	—	—	—
	S-20(5号)	20~13	—	—	—	—	—	—	100	85~100	0~15	—	—	—
	S-13(6号)	13~5	—	—	—	—	—	—	—	100	85~100	0~15	—	—
	S-5(7号)	5~2.5	—	—	—	—	—	—	—	—	100	85~100	0~25	0~5
コンクリート用	C-40	40~0	—	—	—	100	95~100	—	—	50~80	—	15~40	5~25	—
	C-30	30~0	—	—	—	—	100	95~100	—	55~85	—	15~45	5~30	—
	C-20	20~0	—	—	—	—	—	—	100	95~100	60~90	20~50	10~35	—

呼び名		粒度範囲(mm)	ふるいの呼び名(mm)									
			ふるいを通るものの質量百分率(%)									
			50	40	30	25	20	13	5	2.5	0.4	0.074
粒状調整用	M-40	40~0	100	95~100	—	—	60~90	—	30~60	20~50	10~30	2~10
	M-30	30~0	—	100	95~100	—	60~90	—				
	M-25	25~0	—	—	100	95~100	—	55~85				

②

生コンクリート

適用について

1, 実施単価表に掲載ある品目の最大基本取引数量は、次のとおりである。

●生コンクリート 1,000m³程度

なお、大規模工事などで大量に使用する際の単価については、別途市場調査のうえ決定するものとする。

2, 生コンクリートの使用に当たっては、秋田県土木工事共通仕様書及びコンクリート標準示方書（土木学会）などによるものとする。

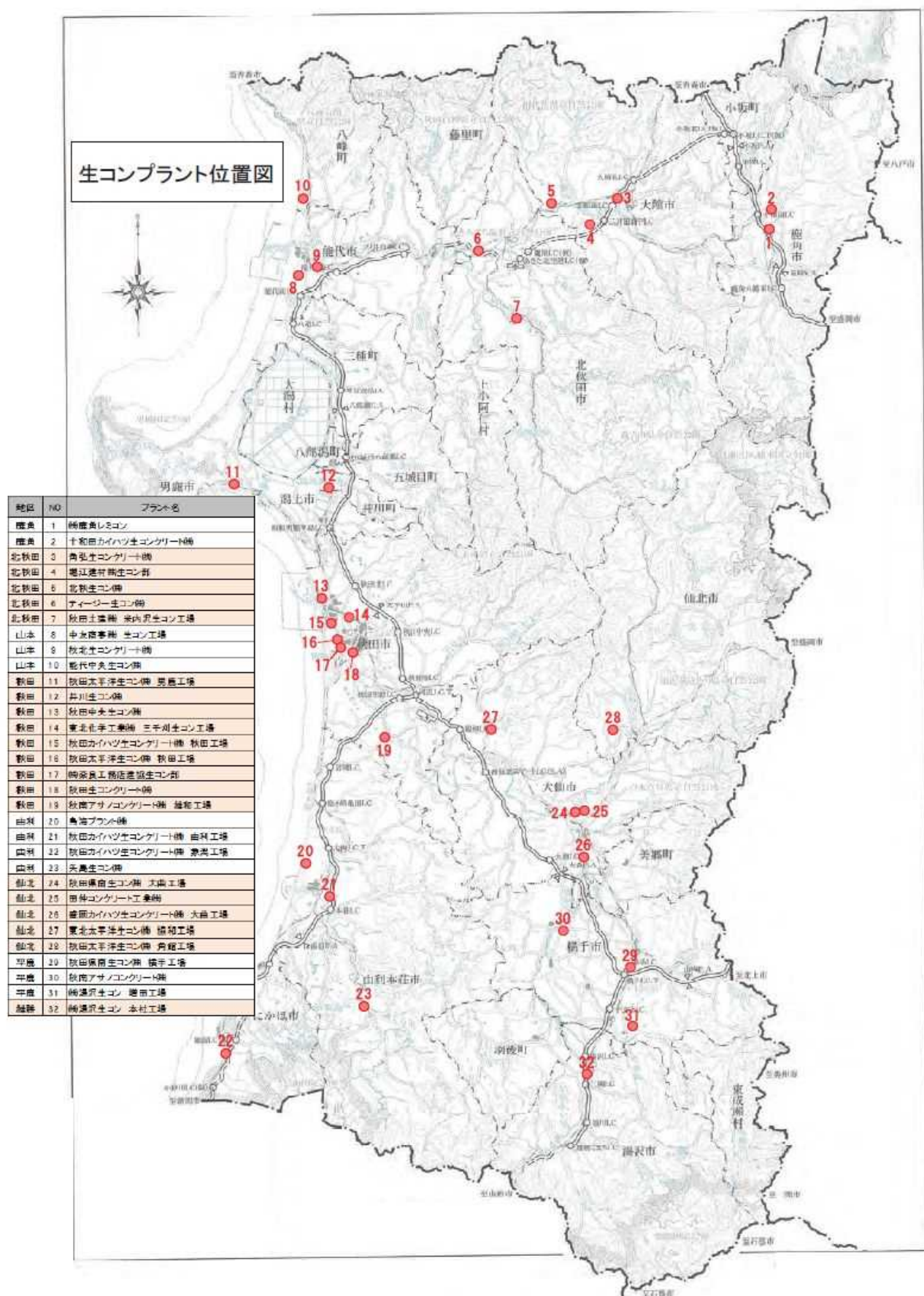
JIS規格等の基準について

1, JIS A5308 レディミクストコンクリート
ただし、『18-5-25 (W/C≦60)』を除く。

地区区分について…市町村名は、現市町村名としている。

1, 生コンクリート

- 鹿角 鹿角市、小坂町
- 北秋田A 大館市、北秋田市鷹巣
- 北秋田B 北秋田市合川・阿仁・森吉、上小阿仁村
- 山本 能代市、藤里町、八峰町、三種町
- 秋田A 秋田市
- 秋田B 男鹿市、潟上市、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村
- 由利A 由利本荘市（同市矢島、鳥海除く）、にかほ市
- 由利B 由利本荘市矢島町及び鳥海町
- 仙北A 大仙市、仙北市（旧田沢湖町以外）、美郷町
- 仙北B 仙北市（旧田沢湖町）
- 平鹿 横手市
- 雄勝 湯沢市、羽後町、東成瀬村



③

アスファルト混合物

適用について

1, 実施単価表に掲載ある品目の最大基本取引数量は、次のとおりである。

- アスファルト混合物、再生アスファルト混合物 2,000t程度

なお、大規模工事などで大量に使用する際の単価については、別途市場調査のうえ決定するものとする。

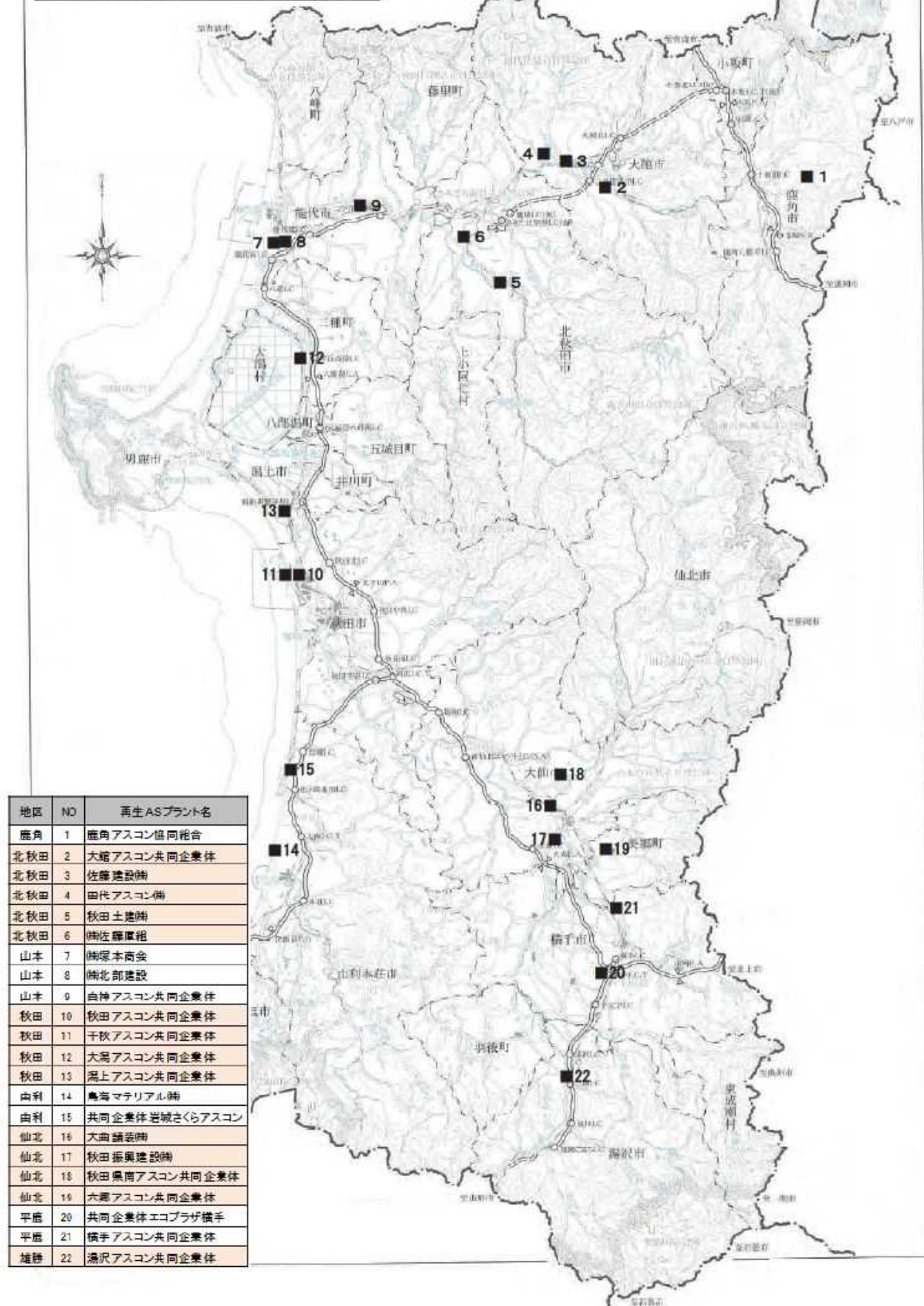
2, 再生アスファルトの施設選定に当たっては、工事現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内に再生加熱資源化施設があることとする。品質については舗装設計施工指針・舗装施工便覧・プラント再生舗装技術指針（日本道路協会）及び秋田県工事共通仕様書によるものとする。

地区区分について…市町村名は、現市町村名としている。

1, アスファルト混合物

- 鹿角 鹿角市、小坂町
- 北秋田A 大館市、北秋田市鷹巣
- 北秋田B 北秋田市合川・阿仁・森吉、上小阿仁村
- 山本 能代市、藤里町、八峰町、三種町
- 秋田A 秋田市
- 秋田B 男鹿市、潟上市、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村
- 由利A 由利本荘市（同市矢島、鳥海除く）、にかほ市
- 由利B 由利本荘市矢島町及び鳥海町
- 仙北A 大仙市、仙北市（旧田沢湖町以外）、美郷町
- 仙北B 仙北市（旧田沢湖町）
- 平鹿 横手市
- 雄勝 湯沢市、羽後町、東成瀬村

再生AS製造プラント 位置図



防護柵類の記号について

【情報公開用】

例		①		②		③		④	⑤	⑥
Gr-Bm-2B	→	Gr	-	B	m		-	2	B	
Gp-Cp2-2.5E3	→	Gp	-	C	p	2	-	2.5	E	3

① 形式

Gr：ガードレール

Gc：ガードケーブル

Gp：ガードパイプ

Gb：ボックスビーム

② 種別

A種：強度 130kJ以上

B種：強度 60kJ以上

C種：強度 45kJ以上

添字

無：路側用

m：分離帯用

p：歩道用

③ 積雪ランク 5年再現最大積雪深

1：1m以下（標準型を使用）

2：1mを超え2m以下

3：2mを超え3m以下

4：3mを超え4m以下

5：4mを超え5m以下

④ 支柱間隔

⑤ 埋設区分

E：土中用

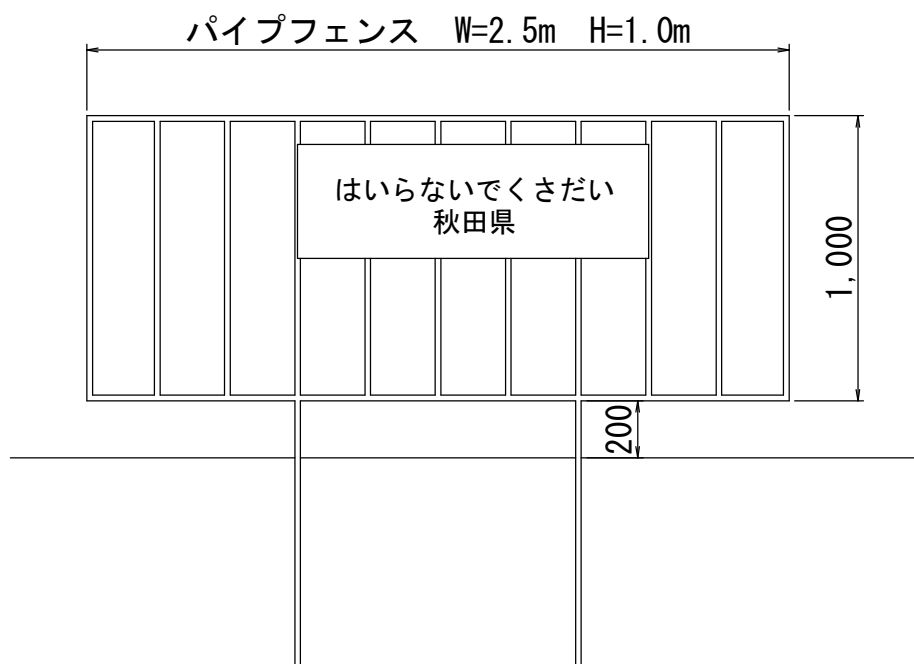
B：構造物用

⑥ ビーム本数

3：ビーム本数が2本

4：ビーム本数が3本

砂防用進入防止柵標準図（建設部）



注) 1式当たりの単価には防錆塗装（1回緑色ペンキ塗装）および看板（黄色地に黒文字）含む。

パイプの規格等は土木部設計マニュアル河川砂防編参照のこと。

標識の規格等について

【情報公開用】

①警戒標識

種 類	番 号	種 類	番 号	種 類	番 号
十形道路交差点あり	201-A	右(又は左)つづら折りあり	206	幅員減少	212
十形または十形道路交差点あり	201-B	踏切あり	207	2方向交通	212の2
十形道路交差点あり	201-C	学校、幼稚園、保育所等あり	208	上り急勾配あり	212の3
Y形道路交差点あり	201-D	信号機あり	208の2	下り急勾配あり	212の4
ロータリーあり	202の2	すべりやすい	209	道路工事中	213
右(又は左)方屈曲あり	202	落石のおそれあり	209の2	横風注意	214
右(又は左)方屈折あり	203	路面凹凸あり	209の3	動物が飛び出すおそれあり	214の2
右(又は左)背向屈曲あり	204	合流交通あり	210	その他の危険	215
右(又は左)背向屈折あり	205	車線数減少	211		

②規制標識

種 類	番 号
通行止め	301
車両通行止め	302
車両進入禁止	303
指定方向外通行禁止	311-A～E
高さ制限	321
最大幅	322
自転車専用	325の2
自転車及び歩行者専用	325の3
歩行者専用	325の4

③補助標識

種 類	番 号
通学路	508
踏切注意	509-2
横風注意	509-3
注意	509-5
注意事項	510
方向	511

④案内標識・警戒標識（標識互積）

品名	規 格					備考
	番号	倍率	寸法 (mm)	互積 (m2/枚)	ローマ字 有無	
案内標識	101-200		520×880	0.46	有	市町村名
	102-A-200		520×1,280	0.67	〃	都道府県名
	114-A-1		520×1,360	0.71	〃	著名地点
	114の2-A-1		520×1,120	0.58	〃	主要地点
	116-3	1.0	600×900	0.54	無	待避所・非常駐車帯・非常電話
	117-A	1.0	600×600	0.36	〃	駐車場
	118-A	1.0	450×432	0.2	有	国道番号
	〃	1.3	585×561	0.33	〃	〃
	〃	1.6	720×691	0.5	〃	〃
	〃	2.0	900×865	0.78	〃	〃
	118の2-A	1.0	450×450	0.2	〃	都道府県道番号
	〃	1.3	585×585	0.34	〃	〃
	〃	1.6	720×720	0.52	〃	〃
	〃	2.0	900×900	0.81	〃	〃
	119-A		200×800	0.16	〃	道路の通称名
警戒標識	201～205	1.0	450×450	0.2	無	
		1.3	585×585	0.34	〃	
		1.6	720×720	0.52	〃	
		2.0	900×900	0.81	〃	

鉄筋探査について

1 条件について

- ① 直接調査費とし、足場仮設、現場管理費、一般管理費は含まない。
- ② 機械経費、報告書作成費用を含む。
- ③ 昼間単価とし、夜間の適用はできない。

2 数量計上について

(例1) 測定地点は2箇所あるが、報告書の引き渡しは1回のケース

測定地点等の条件

- ・A地点:下向き 10 箇所、横向き 8 箇所を測定
- ・B地点:下向き 8 箇所を測定
- ・報告書:A、B地点のすべてが終わってから1回で引き渡し

上記の場合、以下のとおり数量を計上する。

- ・基本料 引き渡しは1回のため、基本料は1回を計上。
- ・測定費 下向きを 18 箇所(10+8)、横向きを 8 箇所計上。

(例2) 測定地点は2箇所あり、報告書の引き渡しも測定地点ごと(2回)のケース

測定地点等の条件

- ・A地点:下向き 10 箇所、横向き 8 箇所を測定
- ・B地点:下向き 8 箇所を測定
- ・報告書:A、B地点をそれぞれ別に引き渡し(2回)

上記の場合、以下のとおり数量を計上する。

- ・基本料 引き渡しは2回のため、基本料は2回を計上。
- ・測定費 下向きを 18 箇所(10+8)、横向きを 8 箇所計上。

3 留意事項

- ・基本料については、報告書作成の有無に関わらず計上が必要。